

非公認大会の参加可否に関するガイドライン

「競技者等に関する規程」第4条（競技者の禁止事項）第1号では、競技者等が基本的にJPAやIPFが公認しない競技会（非公認の大会）に出場することを禁止しております。又、第5条では、JPAへの届け出が必要な場合を記述しております。

しかし、これらの規定が必ずしも理解されていない向きがあるので、うっかりすると処分の対象になる場合があること、又、非公認であっても参加可能な場合があることについて周知を図るために、以下の通り、ガイドラインとして明確にします。

- 1 非公認であっても、JPA登録選手及びJPA公認審判員（以下「競技者手等」という）の参加を容認し、且つ、届け出を不要とするパワーリフティングやベンチプレスの競技会等は次の通りとする。
 - (1) JPAの協力団体という位置づけの日本パラ・パワーリフティング連盟、プッシュブル・フィットネス連盟が主催する競技会
 - (2) 地方自治体、体育協会等の公的機関、公営体育館（体育センター、スポーツセンター）等が体育の日等の記念行事、協賛行事、お祭りとして開催する競技会
 - (3) その他、以下のような競技会レベルではないと考えられる行事、イベント、余興等
 - 神社の祭礼、縁日等で地域の伝統行事として行われる盤持ち大会、腕相撲大会、力自慢大会等
 - 海開きや納涼祭、住民体育祭、地域興しの各種イベント等に関連して行われる大会
 - 運動会等の学校行事の一環として行われる大会
- 2 非公認であっても、新聞社、TV局等の報道機関がイベントや番組として開催する各種の競技会やコンテストについては、当競技のPR効果もあることから、事前の届け出によるJPA理事会の承認があれば、参加を認めることとする。この場合、広報委員会への事前報告も必須とする。無届けの場合、処分の対象とする。
- 3 トレーニングクラブ、トレーニングジム、フィットネスクラブ、パワーリフティング関連商品を販売する事業者等が会員向け又は顧客向けのイベントやお祭りとして開催する記録会の他、パワーリフティング大会又はベンチプレス大会という名称のついた非公認の競技会については、当競技のPR効果につながる可能性があることから、競技者等が経営者、従業員又は所属の会員である場合は、スタッフとしての参加を容認する。ただし、選手として参加する場合は、事前の届け出と理事会の承認を要する。
又、上記以外の競技者等がこの種の競技会に選手やスタッフとして参加する場合、事前の届け出と理事会の承認を要する。無届けの場合、処分の対象とする。
- 4 上記の項目2、3において、届け出を受理し理事会の承認があっても、これらのイベントや競技会等の会場内において事故、トラブル等の不測の事態が発生した場合、全て本人の自己責任で解決を図るものとし、JPAは関知しない。ただし、ドーピング問題に関してはこの限りではない。

- 5 パワーリフティング競技及びベンチプレス競技と異なる競技種目への参加は、何の規制もされない。
＜例＞ボディビル、ウエイトリフティング、アームレスリング、綱引き、陸上、柔道、空手、水泳、他
- 6 このガイドラインに明記のない事項又は疑義のある事項については、フェアプレイ委員会にて協議の上、解決を図るものとする。
- 7 このガイドラインの改廃は、フェアプレイ委員会にて協議の上、常務会にて決議する。
- 8 このガイドラインは、平成27年12月5日に制定し、同日より施行する。

<注意>

- ※このガイドラインにおいて、「参加」は選手としての参加のみならず、運営スタッフとして、又、審判員としての参加を含む。
- ※「容認」は、単に選手の参加を認めるという意味であり、競技会を公認するものではなく、非公認であることに変わりはない。
- ※「届け出」は、フェアプレイ委員会宛てに所定の書式による文書で提出することを意味する。

以上

平成27年12月5日

(公社) 日本パワーリフティング協会
フェアプレイ委員会